毎週　火曜日・金曜日（祝祭日に当たるときは翌日発行）　発行人　大分県　印刷所　㈱明文堂印刷　（定価　一箇年　三万七千八百円）

大分県報

平成二十一年
号外（一五）
三月二十五日
（水曜日）

目次

公安委員会規則
大分県警察の組織に関する規則の一部改正……1
警察本部訓令
大分県警察文書管理規程の一部改正……11

○公安委員会規則

大分県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年３月25日

大分県公安委員会委員長　戸　髙　善　之

大分県公安委員会規則第２号

大分県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

大分県警察の組織に関する規則（平成６年大分県公安委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項の表の警備部の項中「国体対策課機動隊」を「機動隊」に改め、同条第３項の表の総務課の項中「公安委員会補佐室」を「公安委員会補佐室取調べ監督室」に改め、同表の捜査第一課の項中「刑事研修所」を「刑事企画室刑事研修所」に改める。

第５条の表の犯罪被害者対策官の項中「犯罪被害者対策官」を「犯罪被害者支援官」に改め、同表の交通管理官の項の次に次のように加える。

被害者連絡調整官	交通指導課	警視の階級にある警察官	上司の命を受け、特定の事務を処理する。

第５条の表の通信指令官の項の次に次のように加える。

交通事故事件捜査統括官	交通指導課	警部の階級にある警察官	上司の命を受け、課長を補佐し、特定の事務を処理する。

第７条中第４号を削り、第５号を第４号とし、第６号を第５号とする。

第７条の２第７号中「犯罪被害者対策」を「犯罪被害者支援」に、「の被害の回復、安全の確保又は精神的打撃の軽減に資するための警察の施策」を「又はその遺族の被害の回復又は軽減を図るとともに、これらの者が再び平穏な生活を営むことができるよう支援すること」に改める。

第16条第12号、第17条第16号、第18条第５号、第18条の２第５号及び第22条第６号中「犯罪被害者対策」を「犯罪被害者支援」に改める。

第26条中第７号を第８号とし、第６号を第７号とし、第５号を第６号とし、第４号の次に次の１号を加える。

(5)　拡声機の使用による暴騒音の規制に関する条例（平成４年大分県条例第48号）の施行に関すること。

第27条第１号中「（国体対策課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条第４号を削り、同条第５号中「（国体対策課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同号を同条第４号とし、同条第６号中「（国体対策課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同号を同条第５号とし、同条中第７号を第６号とし、第８号を第７号とし、同条第９号中「第４号、第７号」を「第６号」に改め、同号を同条第８号とする。

第27条の２を削る。

第31条中「おいては、」の次に「公文書類の接受及び発送に関する事務並びに」を加える。

第31条の５を第31条の６とする。

第31条の４第２号中「犯罪被害者対策」を「犯罪被害者支援」に改め、同条を第31条の５とする。

第31条の３を第31条の４とし、第31条の２の次に次の１条を加える。

（取調べ監督室の分掌事務）

第31条の３　取調べ監督室においては、被疑者取調べの監督に関する事務をつかさどる。

第38条を次のように改める。

（刑事企画室の分掌事務）

第38条　刑事企画室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)　刑事警察の運営に関する企画及び調整に関すること。
(2)　刑事法令一般の調査及び研究に関すること。
(3)　犯罪捜査に係る指導及び教養に関すること。
(4)　犯罪統計に関すること。
(5)　国際的な犯罪捜査及び国際捜査共助に関すること。
(6)　手配及び共助に関すること。
(7)　犯罪被害者支援に関すること。
(9)　携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の規定による携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関すること。
(10)　前各号に掲げるもののほか、部内の他の課及び所の所掌に属しないこと。

第50条第１項第５号中「、豊後高田警察署」を削り、同項第６号中「杵築警察署」の次に「、豊後高田警察署」を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

○警察本部訓令

大分県警察本部訓令第７号

警　察　本　部
警　察　学　校
警　　察　　署

大分県警察文書管理規程（平成18年大分県警察本部訓令甲第26号）の一部を次のように改正する。

平成21年３月25日

大分県警察本部長　　田　　盛　　正　　幸

第22条の見出し中「総務課」を「総合管理室」に改め、同条第１項中「警務部総務課（以下この章において「総務課」という。）」を「警務部総合管理室（以下この章において「総合管理室」という。）」に改める。

第25条第１項中「総務課」を「総合管理室」に改める。

第40条第２項第３号中「総務課」を「警務部総務課」に改める。

第42条第１項第１号中「総務課」を「総合管理室」に改める。

第85条第３項中「警務部総務課長」を「警務部総合管理室長」に改める。

別表第１の２の表を次のように改める。

本部の課又は警察学校の名称	文書記号	本部の課又は警察学校の名称	文書記号
総務課	総務	捜査第二課	捜二
広報課	広報	組織犯罪対策課	組対
会計課	会計	鑑識課	鑑識
警務課	警務	科学捜査研究所	科研
厚生課	厚生	交通企画課	交企
監察課	監察	交通指導課	交指
留置管理課	留管	交通規制課	交規
情報管理課	情管	運転免許課	運免
総合管理室	総管	交通機動隊	交機
生活安全企画課	生企	高速道路交通警察隊	高速
地域課	地域	警備第一課	備一
少年課	少年	警備第二課	備二
生活環境課	生環	機動隊	機
捜査第一課	捜一	警察学校	学

附　則

この訓令は、平成21年３月25日から施行する。